

一般財団法人さいたま市土地区画整理協会 ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人さいたま市土地区画整理協会広告掲載要綱第3条の規定に基づき、一般財団法人さいたま市土地区画整理協会(以下「協会」という。)のホームページ(以下「協会ホームページ」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告主 ホームページに広告を掲載することの決定を受けた者をいう。
- (2) バナー広告 協会ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 協会ホームページに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 協会ホームページに掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先WEBページ内容の範囲は、一般財団法人さいたま市土地区画整理協会広告掲載要綱第4条及び一般財団法人さいたま市土地区画整理協会広告掲載基準の規定によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、デザイン等広告表現に関する基準は、別に定める。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦60ピクセル×横220ピクセル
- (2) データ形式 GIF(アニメ可)、JPEG
- (3) データ容量 50KB以下

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、次のとおりとする。

- (1) 掲載するページ・位置 協会ホームページトップページ
- (2) 枠数 9枠(3列3行)

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、原則1日から当該末日までの1ヵ月を単位とする。ただし、理事長及び広告主の協議により、広告掲載の開始日を2日以降にすることができる。

2 広告掲載希望者が複数月の掲載を希望するときは、これを認めることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、広告原稿(画像データ)を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿(画像データ)は、広告主の責任及び負担で製作するものとする。

(広告内容等の変更)

第9条 理事長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第10条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿(画像データ)の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 広告主、広告の内容又はリンク先のWEBページの内容等が、各種法令に違反している、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他、協会ホームページへの広告掲載が適切でないとして理事長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は自己の都合により、協会ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により理事長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告主の責務)

- 第12条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、理事長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告主の広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(損害賠償)

- 第13条 広告主は第10条の規定に基づき広告掲載が取り消された場合は、協会に対して損害の賠償を請求しないものとする。

(広告掲載枠の販売)

- 第14条 広告掲載枠は、個別又は枠の全てを一括して販売することができる。

(広告掲載希望者の募集)

- 第15条 広告掲載希望者の募集は、ホームページ等の広告媒体を活用し、公募することとする。
- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

- 第16条 広告掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により、FAX又はEメールで申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

- 第17条 理事長は、前条に規定する広告掲載申込書の提出があった場合は、先着順に受け付け、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。
- 2 理事長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び条件等について、ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又はホームページ広告非掲載決定通知書(様式第3号)により広告掲載希望者通知するものとする。

(広告掲載契約の締結)

- 第18条 理事長は、広告主とホームページ広告掲載契約書(様式第4号)により広告掲載契約を締結するものとする。

(広告掲載料)

第19条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案決定する。

2 広告主は、広告掲載料を指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

(広告掲載料の返還)

第20条 広告主の責めに帰することのできない理由により、広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌日以降の納付済月額総額の総額とする。

3 広告掲載期間内に、協会の都合で広告を掲載できなかった場合は、その日数に応じて、広告掲載料を返還する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。

4 協会及び広告主それぞれの責めに帰することのできない理由により、協会が広告を掲載できなかった場合は、その日数に応じて、広告掲載料を返還する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。

5 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(リンク先)

第21条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに協会の担当部署に連絡するものとする。

(本要領の改廃)

第22条 この要領を改廃する場合は、理事長の承認を得なければならない。

附則

この要領は令和3年1月18日から施行する。